

## 横浜環状道路の整備促進等に関する緊急要望

---

平成20年12月2日  
横浜市幹線道路網建設促進協議会  
会長 藤木幸夫

道路は、地域社会の最も基礎的で、かつ重要なインフラであるが、我が国の道路は質・量ともに不十分な状況にあります。

今般取りまとめられた追加景気対策、すなわち「生活対策」において、「道路特定財源の一般財源化に際し、1兆3千億円以上を地方の実情に応じて使用する新たな仕組みを作る。」こととしているが、その具体化にあたって、地方道路整備臨時交付金が廃止されてしまうことを大変危惧しています。

地方道路整備臨時交付金は、地方の道路整備需要に応じて交付される有効な制度であり、万一この制度がなくなってしまうと、横浜環状道路の関連街路事業等の継続ができなくなり、重大な支障が生じかねません。

また、一般財源化に際し、道路予算を減額し、ガソリン税等を借金返し・人件費等、道路整備以外の目的に充てることは、当協議会としても理解しがたく、これまでどおり受益者負担の考え方にに基づき、適切に道路整備に使われるべきです。

今後、道路整備に関する制度の具体化にあたっては、将来の発展基盤を整備するとともに、地域経済の活性化を図ることができるよう、以下のことを強く要望します。

一、地方道路整備臨時交付金制度の規模および制度の基本的枠組みを  
堅持すること。

一、横浜環状南線等の直轄事業をはじめ、関連街路に関わる補助事業  
等、道路予算全体を確保し、必要な道路を着実に整備することができる  
ようにすること。